

2009年11月26日

各位

会社名：株式会社日立情報システムズ  
(コード番号9741 東証第一部)  
代表者名：執行役社長 原 巖  
問合せ先：CSR本部  
コーポレート・コミュニケーション部長  
玉村 好治 (TEL 03-5435-5002)

(変更)「定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」  
の一部変更について

2009年10月28日に公表した「定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」の記載事項について一部変更がございましたので、下記の通りお知らせします。

なお、変更箇所には網掛けを付しています。

記

1. 変更箇所

(1) I. 当社定款の一部変更 (定款一部変更の件A及びB)

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件 (定款一部変更の件A)

記載頁	変更前	変更後
3頁	(A種種類株式) 第6条の2 (略) A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1,028,000株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。	(A種種類株式) 第6条の2 (略) A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1,048,000株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

(2) I. 当社定款の一部変更 (定款一部変更の件A及びB)

2. 全部取得条項を付すための定款一部変更の件 (定款一部変更の件B)

記載頁	変更前	変更後
3頁	日立以外の各株主様に対して当社が割り当てるA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、1,028,000分の1株としています。	日立以外の各株主様に対して当社が割り当てるA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、1,048,000分の1株としています。
4頁	(全部取得条項) 第6条の3 (略) 当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を1,028,000分の1株の割合をもって交付する。	(全部取得条項) 第6条の3 (略) 当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を1,048,000分の1株の割合をもって交付する。

(3) II. 全部取得条項付普通株式の取得

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

記載頁	変更前	変更後
5頁	その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を1,028,000分の1株の割合をもって交付します。	その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を1,048,000分の1株の割合をもって交付します。

## 2. 変更の理由

当社は、2009年10月28日開催の取締役会において、定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の全部の取得について2009年12月25日開催予定の臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会に付議することを決議しましたが、株主様に対する最終的な金銭交付までの手続の安定性をより高め、これを滞りなく進めるため、諸般の事情を勘案し、全部取得条項付普通株式の取得対価として割り当てるA種種類株式の割当比率その他これに関連する事項について変更することとしたものです。

なお、上記変更により、当社が最終的に各株主様に交付する予定の金銭の額として2009年10月28日付「定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」にて公表した額（別途定める基準日において各株主様が保有する当社普通株式の数に2,900円を乗じた金額）を変更することは予定しておりません。

上記変更については、会社法第370条及び当社定款の規定に基づき、書面決議の方法により取締役会の決議を行っております。

以 上